

憲法改正国民投票法（案） 与党案・民主党案と「修正案」

第二東京弁護士会憲法問題検討委員会（案）  
2007/4/20

No	項目	与党案		民主党案		異同	弁護士会意見書（日弁連・二弁） [かっこ]内は理由要約
		原案	修正案（衆院通過案）	原案	修正案		
1	投票対象議題	改憲国民投票	改憲国民投票のうち憲法改正問題についての国民投票制度については、検討事項	改憲国民投票＋国政問題国民投票	改憲国民投票＋重要な国政問題国民投票	○	—
2	投票権	満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正公選法改正までは満20歳以上	満18歳以上 国会議決で満16歳以上	満18歳以上（国会は3年以内に周辺法を整備する義務を負う）	○	18歳以上（両会）
3	議員の発議要件	(発案) 衆：議員100人以上 参：議員50人以上 (修正動議) 衆：議員100人以上 参：議員50人以上	原案から変更なし	(発案) 衆：議員100人以上 参：議員50人以上 (修正動議) 衆：議員100人以上 参：議員50人以上	原案から変更なし	●	修正動議に要する人数が多すぎる。柔軟にすべき（日弁連）[発議後には少数意見も尊重しながら柔軟な国会審議がなされるべき]
4	賛否の記載	賛成＝○、反対＝×の自書	「賛成」「反対」に○印 「×」や二重線も有効	○＝自書、反対＝記載なし	「賛成」「反対」に○印 「×」や二重線も有効	●	○＝自書 反対＝記載なし (両会)
5	最低投票率	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)	●	最低投票率・絶対得票率併用が望ましい（日弁連）。少なくとも投票権者の3分の2（二弁）[国民主権の観点からは投票権者の極めて少ない賛成で憲法改正が行われる事態は回避すべき。]
6	過半数の計算の際の分母	有効投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超 投票総数＝賛成票＋反対票（注：つまり有効投票の過半数ということ）	投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超 投票総数＝賛成票＋反対票（注：つまり有効投票の過半数ということ）	●	投票権者の過半数（日弁連）あるいは、無効票や白票も過半数の分母に入れた総投票総数の2分の1が過半数（両会）[同上、及び、白票・無効票を投じた者は憲法改正案に「賛成」の意思を表明したのではないことは明らか]
7	一括投票・発議	(国民投票) 国民投票に係る憲法改正案毎に1人一票（議員の発議）内容において関連する事項ごとに区分して発議	原案から変更なし	(国民投票) 国民投票に係る憲法改正案毎に1人一票（議員の発議）内容において関連する事項ごとに区分して発議	原案から変更なし	●	条文毎、項目毎に投票する個別投票（一括投票だと整合性を欠く場合を除く）（両会）[国民が賛否の意思を正確に表示できるようにすべき]
8	周知期間	発議から60日以降180日以内	原案から変更なし	発議から60日以降180日以内	原案から変更なし	●	最低1年以上（両会）・国民投票広報の配布は早急（日弁連）[十分に議論・国民投票運動する期間をおくべき。60日では集会開けない]
9	国民投票運動を禁止する特定公務員	選管委員・職員、広報協議会事務局職員、検察官、公安委員、警察官	選管委員・職員、国民投票広報協議会事務局職員	選管委員・職員、国民投票広報協議会事務局職員	原案から変更なし	●	選管・投票事務担当者（両会）
10	地位利用による国民投票運動の制限	公務員等、教育者 違反に罰則	公務員等、教育者（特に国民投票運動を効果的に行ないうるような影響力、教育者は児童、生徒、学生に対する影響力を利用し て） 違反に罰則は設けない	(規定なし)	公務員等、教育者（特に国民投票運動を効果的に行ないうるような影響力、教育者は児童、生徒、学生に対する影響力を利用し て） 違反に罰則は設けない	●	一切規定すべきでない（両会） [表現の自由の重大性。罰則なし訓示規定であっても行政処分などの対象になる点で大いに問題である]

1 1	公務員の政治的行為の制限	(規定なし)	国民投票運動や意見の表明については、国 公法、地公法等の政治的行為の制限を適用 する。	(規定なし)	国民投票運動や意見の表明については、国 公法、地公法等の政治的行為の制限は適用 しない。	○	—
1 2	政党等による放 送、新聞広告	政党に無料放送。会派議員 数の数を踏まえ協議会が 定める時間。会派 に新聞無料広告。会派 議員数の数を踏まえ協 議会が定める寸法。	広報協議会が改憲案を広報。政党の意見広 告を広報に組み込む。 政党に無料放送、賛成の政党、反対の政党 に同一の時間数、同等の時間帯。 放送、広告の一部を政党の指名する団体に 行なわせることができる。 政党に無料新聞広告。賛成の政党、反対の 政党に同一の寸法・回数。	政党に無料放送。会派議員 数の数を踏まえ協議会が 定める時間。会派 に新聞無料広告。会派 議員数の数を踏まえ協 議会が定める寸法。	広報協議会が改憲案を広報。政党の意見広 告を広報に組み込む。 政党に無料放送、賛成の政党、反対の政党 に同一の時間数、同等の時間帯。 放送、広告の一部を政党の指名する団体に 行なわせることができる。 無料新聞広告は認めず。	○	賛否意見が平等の時間・回数許されるようにす べき。 政党以外にも無料放送認めるべき。(両会) [広報の公平性]
1 3	国民投票運動のた めの広告放送	投票日の7日前から投票日 まで、テレビ・ラジオによ る広告放送の禁止。	投票日の14日前から投票日まで、テレ ビ・ラジオによる広告放送の禁止。 広告事業者、新聞社は料金その他の条件に ついて賛成、反対のいずれでも同等のもの とすよう配慮。 放送法3条(政治的公平など)の趣旨への 留意規定をおく。	投票日の7日前から投票日 まで、テレビ・ラジオによ る広告放送の禁止。	発議日から投票日まで全期間、テレビ・ラ ジオによる広告放送の全面禁止。 放送法3条(政治的公平など)の趣旨への 留意規定をおく。	○	7日間であつても一律禁止は許されない。一定 のルール作りの必要有(両会)[表現の自由の重 要性。テレビCMには億単位の費用がかかること 等から賛否平等となるようルール作りは必要]
1 4	多数人買収罪	もうける	もうける(「明示的な勧誘」等の限定を付 して規定)	(規定なし)	もうける(「明示的な勧誘」等の限定を付 して規定)	●	規定すべきでない(両会)[要件不明確・広範な 規制招きかねない。表現の自由の重要性]
1 5	広報協議会 委員構成	各議院会派比率	原案から変更なし	各議院会派比率	原案から変更なし	●	賛否意見が平等に反映される様に割り振るべき (両会)[広報の公平性]
1 6	無効訴訟 提訴期間・管轄 他	提訴期間は結果告示の日か ら30日以内 管轄は東京高裁のみ	原案から変更なし	提訴期間は結果告示の日か ら30日以内 管轄は東京高裁のみ	原案から変更なし	●	・30日は短い(両会) ・各高裁に管轄権を与えるべき(日弁)・地方 管轄認めるべき(二弁) ・他、訴訟提起時の改正の効力、確定時期等に ついても要検討(両会) [改正の適法性確保]
1 7	無効訴訟 対象	1、国民投票の管理執行機 関による違反 2、多数の投票人が自由な 判断による投票を妨げられ たと言える重大な違反 3、投票数の確定の誤り	原案から変更なし	1、国民投票の管理執行機 関による違反 2、多数の投票人が自由な 判断による投票を妨げられ たと言える重大な違反 3、投票数の確定の誤り	原案から変更なし	●	1、2、3、以外にも、憲法の根本的変更等実 体面の変更についても可能とすべき(両会) [国の根本法の改正の適法性確保・憲法改正の限 界を超える改正は許されない]
1 8	憲法審査会	常設	原案から変更なし	常設	原案から変更なし	●	常設機関としての設置疑問(両会)[硬性憲法の 趣旨]、 両院協議会・合同審査会の開催も疑問(日弁 連)[両院の独立性]
1 9	公聴会の設置	(規定なし)	原案から変更なし	(規定なし)	原案から変更なし	●	公聴会の開催など国民の意見が反映できる場を 設けるべき(日弁連)[国民主権]
2 0	施行日 審査会の権限	2年 (凍結規定なし)	3年 施行日までの改正原案審査の凍結	2年 (凍結規定なし)	3年 施行日までの改正原案審査の凍結	●	—

与党修正案と民主党修正案の異同  
●＝一致 ○＝異なる

あみかけ欄は、与党修正案と隔たりがある意見・  
なお各会名の記載のない論点は意見書に同論点の記  
載がないことを意味する。